

飯島町土地開発公社分譲住宅地紹介謝礼金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、飯島町土地開発公社（以下「公社」という。）が保有する分譲住宅地の販売を促進するため、同分譲住宅地の購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）を公社に紹介した者（以下「紹介者」という。）に対し、謝礼金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(謝礼金の交付対象者及び交付額)

第2条 謝礼金の交付対象者は、分譲住宅地の購入希望者を紹介した個人又は業者とする。ただし、次に該当する者は交付対象者から除外するものとする。

- (1) 住宅地分譲申込みをした本人の家族
- (2) 飯島町職員及びその家族

2 謝礼金の交付額は、次のとおり定めるものとする。

対 象 者	交 付 額	備 考
長野県知事の認可を受けた宅地建物取引業者	別紙1による	
信託銀行又は宅地建物取引業の知事認可のない建築業者若しくは個人	分譲価格に2%を乗じた額 (ただし、上限10万円/1区画)	

(交付時期)

第3条 謝礼金の交付は、購入希望者と売買契約が成立し、譲渡代金が全額支払われた後とする。

(交付申請)

第4条 紹介者は、購入希望者が住宅地分譲申込書を提出するのと同時に、分譲住宅地紹介謝礼金交付申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）を提出するものとする。ただし、同一の情報が複数の者から提供された場合は、最初の情報提供者が申請する権利を有するものとする。

(交付決定)

第5条 理事長は、前条の規定により申請書が提出された場合、これを審査し認定したときは、第3条に規定する要件が成立した後、申請者に対し分譲住宅地紹介謝礼金交付決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

2 理事長は、前条に規定する申請書の記載事項に不備があった場合、又は第3条に規定する交付要件が成立しなかった場合については、申請者に対し分譲住宅地紹介謝礼金交付申請却下通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(謝礼金の交付)

第6条 紹介者は前条の交付決定を受けた場合、分譲住宅地紹介謝礼金交付請求書(様式第4号)を提出するものとする。

2 理事長は、前項の請求書に基づき、謝礼金を支払うものとする。

(その他)

第7条 この要綱の実施について必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

別紙 1

仲介手数料の上限額（宅地建物取引業法）

売買価格	報酬額
200 万円以下の部分	取引額の 5 %以内
200 万円超 400 万円以下の部分	取引額の 4 %以内
400 万円超の部分	取引額の 3 %以内

※売買価格には消費税を含まない

報酬額には別途消費税がかかる

売買価格が 400 万円を超える場合は、上記をまとめて以下の計算式で求められる。

$$\text{仲介手数料} = (\text{販売価格} \times 3\% + 6 \text{万円}) + \text{消費税}$$